

平成 29 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者としての厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ)及び福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する健康診査(以下「後期高齢者健康診査」という。)について、別表 1 に掲げる国民健康保険の保険者から契約に関する委任を受けた南相馬市(以下「甲」という)と公益社団法人全日本病院協会(以下「乙」という)の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別表 2 実施機関一覧表のとおり)から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 甲は、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査(以下「健診等」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 特定健康診査は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)」に基づき、別表 3 健診等内容表のとおりとする。

(2) 後期高齢者健康診査は、別紙健診等内容表のうち特定健康診査の区分のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

3 特定健康診査及び後期高齢者健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 健診等の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関(以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合や後期高齢者医療の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。)への送付を行うものとする。

(対象者)

第3条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 委託料は、別表4委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 実施機関は、特定健康診査及び後期高齢者健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を、別表4委託料内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ甲の一部または全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診若しくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他

の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

- 3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の休日にあたる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。
- 5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という。)についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適當と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者(実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法に

より請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

- 第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券、特定保健指導利用券の両方を確認せず実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券、特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券、特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6ヶ月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

- 第9条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととする。

(譲渡の禁止)

- 第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失がない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙 1 個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成 22 年 9 月 17 日医政発 0917 第 2 号、薬食発 0917 第 5 号、老発 0917 第 1 号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 13 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規定の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、別表 2 実施機関一覧表より当該実施機関を削除しこの契約から解除できるものとする。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 4 月 1 日

甲 南相馬市ほか 12 保険者
契約代表者
南相馬市
福島県南相馬市原町区
本町二丁目 27 番地
市長 桜井 勝延

乙 公益社団法人 全日本病院協会
東京都千代田区猿楽町 2 丁目 8 番 8 号
住友不動産猿楽町ビル
会長 西澤 寛俊

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への通知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別表 1

委託元保険者一覧表

保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフ ンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲※3		
					特定健 康診査	特定保 健指導	後期高齢者 健康診査
00070011	福島市	960-8601	福島県福島市五老内町3-1	024-535-1111	○	○	
00070102	二本松市	964-8601	福島県二本松市金色403-1	0243-23-1111	○	○	
00070029	会津若松市	965-8601	福島県会津若松市東栄町3番46号	0242-39-1111	○	○	
00070094	相馬市	976-8601	福島県相馬市中村字大手先13	0244-37-2140	○	○	
00070532	国見町	969-1792	福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 2-1	024-585-2111	○	○	
00071191	広野町	979-0402	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	○	○	
00071209	楓葉町	979-0696	福島県双葉郡楓葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111	○	○	
00071233	大熊町	979-1308	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634	0240-32-2111	○	○	
00071241	双葉町	979-1495	福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28	0240-33-2111	○	○	
00070110	田村市	963-4393	福島県田村市船引町船引字畠添76番地2	0247-81-2111	○	○	
00070128	南相馬市	975-8686	福島県南相馬市原町区本町2丁目27	0244-22-2111	○	○	
00070136	伊達市	960-0692	福島県伊達市保原町字舟橋180	024-575-1111	○	○	
39070008	福島県後期高齢者医療広域連合	960-8043	福島県福島市中町8-2(福島県自治会館内)	024-528-9024			○

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託範囲の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となつた者にのみ特定保健指導を実施することとする。

※4 福島県後期高齢者医療広域連合については、下記市町村について実施する。

会津若松市、白河市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町、北塙原村、柳津町
浅川町、古殿町、三春町、広野町、楓葉町、大熊町、双葉町、新地町

健診・保健指導機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地	TEL	FAX	特定健診	特定 健診 検査 付付 料料 支支 援援	
4610121735	医療法人隆成会隆成会病院	890-0065	鹿児島県鹿児島市郡元2-11-20	099-257-1411	099-257-4560	○	×	×
4610123178	医療法人起生会林内科胃肠科病院	890-0045	鹿児島県鹿児島市武2-33-8	099-257-6969	099-254-4757	○	×	×
4610124408	社会医療法人博愛会さがシーパース通りクリニック	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町26-13	099-224-1816	099-224-1886	○	×	×
4610124580	社会医療法人童仁会池田病院	890-0046	鹿児島県鹿児島市西田1-4-1	099-252-8333	099-254-1166	○	×	×
4610125629	社会医療法人縁泉会リハビリテーション病院米盛	892-0805	鹿児島県鹿児島市大竜町5-31	099-248-0700	099-247-0123	○	×	×
4610125637	医療法人聖心会かごしま高岡病院	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町14-12	099-226-4091	099-227-3719	○	○	○
4610310940	医療法人青仁会池田病院	893-0024	鹿児島県鹿屋市下祓川町1830	0994-43-3434	0994-40-1588	○	×	×
4610410070	医療法人厚生会小原病院	898-0003	鹿児島県枕崎市折口町109	0993-72-2226	0993-72-2225	○	○	○
4610410427	社会医療法人聖医会サザン・リージョン病院	898-0011	鹿児島県枕崎市緑町220	0993-72-1351	0993-72-2128	○	○	○
4610810501	医療法人孝徳会楠元内科医院	899-0217	鹿児島県出水市平和町224	0996-62-8600	0996-63-3268	○	○	○
4611010259	医療法人浩然会指宿浩然会病院	891-0402	鹿児島県指宿市十町1145	0993-22-3295	0993-23-4093	○	○	○
4611010374	医療法人明正会今林整形外科病院	891-0402	鹿児島県指宿市十町352-2	0993-22-2710	0993-24-5328	○	○	×
4611010911	医療法人慈光会宮薗病院	891-0603	鹿児島県指宿市開聞十町1266	0993-32-2001	0993-32-4113	○	○	×
4611510043	医療法人恵愛会上村病院	895-0051	鹿児島県薩摩川内市東開聞町9-22	0996-23-3185	0996-22-8251	○	○	×
4611610199	湯田内科病院	899-2201	鹿児島県日置市東市来町湯田2994	099-274-1252	099-274-1253	○	×	×
4611610207	医療法人博悠会博悠会温泉病院	899-2201	鹿児島県日置市東市来町湯田4648	099-274-2238	099-274-0780	○	×	×
4611710072	医療法人参窓会高原病院	899-8602	鹿児島県曾於市末吉町栄町2-12-1	0986-76-1050	0986-28-8070	○	×	×
4611710270	医療法人愛誠会昭南病院	899-8106	鹿児島県曾於市大隅町下鍾町1	099-482-0622	099-482-5357	○	○	○
4611810013	医療法人康陽会花牟禮病院	896-0014	鹿児島県いちき串木野市元町190	0996-32-3281	0996-33-2009	○	×	×
4611810088	医療法人杏林会丸田病院	896-0015	鹿児島県いちき串木野市旭町83	0996-32-2263	0996-32-3541	○	×	×
4611910359	医療法人美崎会国分中央病院	899-4332	鹿児島県霧島市国分中央1-25-70	0995-45-3085	0995-45-3088	○	○	○
4611910508	医療法人松城会隼人温泉病院	899-5111	鹿児島県霧島市隼人町姫城1-264-2	0995-42-2151	0995-43-1328	○	○	○
4611910706	医療法人財团浩誠会霧島杉安病院	899-4201	鹿児島県霧島市霧島田口2143	0995-57-1221	0995-57-2317	○	○	○
4613010521	公益社団法人肝臓部医師会肝臓部医師会立病院	893-2301	鹿児島県肝臓部錦江町神川135-3	0994-22-3111	0994-22-3110	○	○	○
4614010223	医療法人南さつま中央病院	897-0006	鹿児島県南さつま市加世田本町37-4	0993-52-0202	0993-78-3588	○	○	○
4614310292	菊野病院	897-0215	鹿児島県南九州市川辺町平山3815	0993-56-1135	0993-56-5654	○	×	×
4614510032	医療法人玉昌会加治木温泉病院	899-5241	鹿児島県姶良市加治木町木田4714	0995-62-0001	0995-62-3778	○	○	○
4614510628	社会医療法人青雲会青雲会病院	899-5431	鹿児島県姶良市西餅田3011	0995-66-3650	0995-66-3850	○	○	○
4710113251	一般財団法人琉球生命済生会済生病院	902-0066	沖縄県那覇市字大道56	098-885-5131	098-887-0748	○	○	○
4710114515	医療法人寿仁会沖縄セントラル病院	902-0076	沖縄県那覇市与儀1-26-6	098-854-5511	098-836-6914	○	×	×
4710115249	川平病院	900-0024	沖縄県那覇市古波藏3-5-25	098-836-1101	098-833-8818	○	×	×
4710115298	医療法人陽心会大道中央病院	902-0067	沖縄県那覇市安里1-1-37	098-869-0005	098-869-0106	○	○	○
4710116619	医療法人祥杏会おもろまちメディカルセンター	900-8556	沖縄県那覇市上之屋1-3-1	098-867-2116	098-868-0304	○	×	×
4710117153	地方独立行政法人那覇市立病院	902-8511	沖縄県那覇市古島2-31-1	0120-784-155	098-884-5109	○	○	○
4710117401	医療法人おもと会大浜第一病院	900-0005	沖縄県那覇市天久1000	098-866-5182	098-866-5180	○	○	○
4710411853	医療法人翔南会翔南病院	904-0034	沖縄県沖縄市山内3-14-28	098-930-3020	098-932-6785	○	×	×
4710510183	宜野湾記念病院	901-2211	沖縄県宜野湾市宜野湾3-3-13	098-893-2101	098-892-8863	○	×	×
4710510506	医療法人球陽会海邦病院	901-2224	沖縄県宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2111	098-897-9356	○	×	×
4710710395	医療法人上善会かゆし病院	907-0024	沖縄県石垣市字新川2124	0980-83-5600	0980-84-3093	○	○	○
4710810609	医療法人八重瀬会同仁病院	901-2133	沖縄県浦添市城間1-37-12	098-876-2212	098-876-4209	○	○	○
4710811284	社会医療法人仁愛会浦添総合病院健診センター	901-2132	沖縄県浦添市伊祖3-42-15	0120-861-109	098-879-1156	○	○	○
4710910508	公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院	905-8611	沖縄県名護市字宇摩佐1712-3	0980-52-0777	0980-52-4996	○	○	○
4711010258	医療法人社団福和会白銀病院	901-0361	沖縄県糸満市字糸満2041-5	098-994-2582	098-994-3307	○	○	×
4711010530	医療法人以和貴会西崎病院	901-0314	沖縄県糸満市座波371-1	098-992-0089	098-992-5995	○	×	×
4711110033	社会医療法人友愛会豊見城中央病院	901-0243	沖縄県豊見城市字上田25	098-850-3811	098-850-3810	○	×	×
4712210287	社会医療法人かゆし会ハートライフ病院	901-2492	沖縄県中頭郡城中村字伊集208	0120-123-026	098-895-6559	○	○	○
4712211376	医療法人新緑会豊原病院	901-2304	沖縄県北中城村字屋宣原722	098-933-1574	098-932-1215	○	×	×
4712211624	医療法人沖縄徳洲会中部徳洲会病院	901-2300	沖縄県中頭郡北中城村アワセ土地区画整理事業地内2-1	098-932-7555	098-933-7559	○	×	×
4712310673	医療法人信和会沖縄第一病院	901-1111	沖縄県島尻郡南風原町字兼城642-1	098-888-1151	098-835-6165	○	×	×
4712311531	医療法人和の会与那原中央病院	901-1303	沖縄県島尻郡与那原町字与那原2905	098-945-8101	098-945-8154	○	○	○
4712311846	医療法人沖縄徳洲会南部徳洲会病院	901-0493	沖縄県島尻郡八重瀬町字外間171-1	098-998-0309	098-998-0320	○	○	○

別表 3

健診等内容表

区分		内 容						
特定健康診査※	基本的な健診の項目	質問(問診)	別紙2質問票のとおり※					
		身体計測	身 長					
			体 重					
			腹 囲					
		理学的所見 (身体診察)	B M I					
		血 壓	収 縮 期 血 圧					
			拡 張 期 血 圧					
		血中脂質検査	中 性 脂 肪					
			HDL-コレステロール					
			LDL-コレステロール					
		肝機能検査	G O T					
			G P T					
			γ -G T (γ - G T P)					
		血糖検査※	空 腹 時 血 糖					
			ヘモグロビン A1c					
		尿 検 査 ※	糖					
			蛋 白					
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※	貧 血 検 查	赤 血 球 数					
			血 色 素 量(ヘモグロビン値)					
			ヘマトクリット値					
		心 電 図 検 查						
		眼 底 検 查 (両 眼)						
特定保健指導	動機付け支援	I 初回面接 ① 個別面接1回(20分以上) 又は ② グループ面接(8名以下)1回(80分以上) II 実績評価 6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施						

		初回時面接の形態	① 個別面接 1 回(20 分以上) 又は ② グループ面接(8 名以下)1 回(80 分以上)
		実施ポイント数	180 ポイント以上
積極的支援	3 ヶ月以上の継続的な支援	主な実施形態	<p>◆ 支援 A、支援 B の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版) を参照すること</p> <p>◆ 繼続的支援は、支援中に直接面接(個別・グループ)支援を必ず 1 回以上実施し、支援 A の方法で 160 ポイント以上、支援 B の方法で 20 ポイント以上、合計で 180 ポイント以上、もしくは支援 A の方法のみで 180 ポイント以上の支援を実施すること</p>
		終了時評価の形態	6 ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

- ※ 別紙 2 質問票については、当該機関にて準備することとする。
- ※ 血糖検査については、血糖(空腹時・随時)、ヘモグロビン A1c の両方を実施すること。
- ※ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。
- ※ 詳細な健診の項目を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)の判定基準(別紙 3)により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ (1)別表 2 に掲げる実施機関は、他の機関で特定健康診査を受診した者又は事業主健康診断を受診した者に対して特定保健指導を実施する場合、第 2 条第 3 項で受診者に通知された特定健康診査受診結果通知表並びに特定健康診査で提出した質問票の写しの提出を求めることとする。
 (2)別表 1 に掲げる健康保険組合は、上記(1)に該当する者に対して、特定保健指導を実施する機関に、当該健診結果通知表及び質問票の写しを持参するよう周知することとする。
 (3)別表 2 に掲げる実施機関のうち特定保健指導を受託する機関は、自機関で特定健康診査を実施していない場合でも特定保健指導を実施することとする。

質問票

	質問項目	回答
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無※①	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ
3	c. コレステロール※②を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	夕食後に間食（3食以外の夜食）をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 清酒1合（180ml）の目安： ビール中瓶1本（約500ml）、焼酎35度（80ml）、 ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりであり、少しづつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

※①医師の診断・治療のもとで服薬中のものを指す。※②中性脂肪を下げる薬も同様に取扱う。

別紙3 (標準的な健診・保健指導プログラム改訂版より)

「詳細な健診」項目の選定について

以下の基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する（基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適當ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を医療保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において行った最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾病により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨をおこない、医療機関において、診療報酬により、必要な検査を実施する。

(1) 12 誘導心電図

○前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

○前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

○貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

①血糖高値	a 空腹時血糖	100mg/dl以上	又は
	b HbA1c (NPSP)	5.6%以上	
②脂質異常	a 中性脂肪	150mg/dl以上	又は
	b HDLコレステロール	40mg/dl未満	
③血圧高値	a 収縮期	130mmHg以上	又は
	b 拡張期	85mmHg以上	
④肥満	a 腹囲	男性 85cm以上、女性 90cm以上	又は
	b BMI $\geq 25\text{kg}/\text{m}^2$		

別表 4

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件※1
		個別健診 集団健診	
特定健康診査※2	基本的な健診の項目	7,020円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧 血 検 査 心 電 図 検 査 眼 底 検 査 (両 眼) (フィルム代含む)	
		238円 1,404円 1,210円	
	動機付け支援	7,560円	
特定保健指導	積極的支援	23,760円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に支払 ・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払 ・残る 6/10(内訳としては 3ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10) は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※ 特定健康診査の定率自己負担額の算出または特定保健指導の各回の支払額が分割比率

の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

※ 2 利用者に対し動機付け支援を実施し、6 ヶ月経過後に実績評価を行うに至った段階で、利用者が被保険者資格を喪失している場合であっても、保険者は保険者負担額の残り 2/10 の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績評価前に利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。